

第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画 (あんしんいきいきプラン 21) の策定について

保健福祉部 高齢者活躍支援課
地域包括ケア推進課
介護保険課
長野市保健所 健康課

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

老人福祉法及び介護保険法に基づき策定された「第八次長野市高齢者福祉計画・第七期長野市介護保険事業計画（あんしんいきいきプラン 21）」（以下「現行計画」という。）は、法令により3年ごとに見直すこととされています。

令和2年度が現行計画の最終年度となっているため、地域の実情の変化や各種制度の改正等を踏まえ、新たに令和3年度を初年度とする「第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画（あんしんいきいきプラン 21）」（以下「次期計画」という。）を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

次期計画は、老人福祉法（第20条の8）に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（第117条）に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置付けられる計画で、両計画を一体的に策定するものです。

基本理念を柱とし、その実現に向けた基本的な政策目標を定め、計画的な実現を目指すものです。

■第九次長野市高齢者福祉計画

長寿社会が抱える高齢者福祉課題に対し、本市の目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにすることを趣旨とする計画です。

■第八期長野市介護保険事業計画

介護保険法の基本理念を踏まえて、要介護者等に対して必要な介護サービス等を定め、本市が保険者として介護保険事業を運営するための計画です。

また、本計画に基づき、第1号被保険者の保険料額の算定を行うものとします。

(3) 計画期間

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年間とします。

2 国が示す介護保険制度の見直しについて

(1) 見直しの基本的な考え方

・今回の制度見直しは、2025年に向けた地域包括ケアシステムの推進や介護人材不足等に対応するとともに、2040年を見据え、地域共生社会の実現を目指し、制度の持続可能性を確保しながら、自立支援・重度化防止や日常生活支援等の役割・機能を果たし続けられるよう制度の整備や取組の強化を図る。

(2) 見直しの主な内容

- 1 介護予防・地域づくりの推進～健康寿命の延伸～
「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進
- 2 地域包括ケアシステムの推進～地域特性等に応じた介護基盤整備・質の高いケアマネジメント～
- 3 介護現場の革新～人材確保・生産性の向上～

・保険者機能の強化
・データ利活用のためのICT基盤整備

(3) 基本指針について

- ① 介護保険法第 116 条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めることとされている
- ② 基本指針では、第六期（平成27年度～29年度）以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置付け、2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしている。

(4) 第八期介護保険事業計画の基本指針位置付け

・第八期（令和3年度～5年度）においては、第七期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025年を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて第八期計画に位置付けることが求められる。

第八期における記載充実事項（案）

- ①2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ②地域共生社会の実現
- ③介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- ④有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

3 次期計画における主な見直し事項について

次期計画の策定に当たり、現時点で考えられる見直し事項及び検討方法について整理しました。今後、本案等に基づき具体的な検討を行った上で見直しを行っていくこととします。

(1) 基本理念及び基本政策について

次期計画を推進するに当たっての基本的な考え方及びその実現に向けた基本政策を検討します。

(現行計画の基本理念及び基本政策)

【基本理念】

住み慣れた地域で支えあい 自分らしく 健やかで
生きがいを持って 生活できるまち “ながの”

【基本政策】

- ① 生きがいづくり・健康づくりと介護予防の推進
- ② 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援
- ③ 安心して介護サービスが受けられるための環境づくりの推進
- ④ 適切な介護サービス等を提供するための基盤整備

(2) 見直しの視点について

- ① 国の示す基本指針及び制度改正を踏まえます。
- ② 第五次長野市総合計画等上位計画との整合性を図ります。
- ③ 現行計画に位置付けている高齢者施策について、実施状況の確認、分析、評価を行い、ニーズを把握しながら見直すとともに、必要に応じて新たな施策を次期計画に位置付けます。

別紙1のとおり

④ 介護サービス見込み量について

被保険者数及び要介護認定者数の推計、給付実績の推移、利用意向の変化、サービス提供事業者の参入意向等の要素を総合的に分析し、令和3年度から令和5年度の3か年分の介護サービスの見込み量を推計します。

⑤ 介護保険施設等の整備目標について

介護サービスの見込み量等を踏まえ、介護保険施設、地域密着型施設等の整備目標を設定します。

⑥ 介護保険料の設定について

法令による基準に従い、市町村が条例で定める次期計画期間における介護保険料の設定及び所得に応じた利用者負担について、介護サービスの見込み量等を踏まえ検討します。

別紙2のとおり

(3) 各見直し事項に関する主な検討方法について

① 高齢者等実態調査等の実施

- ・高齢者等一般調査
- ・介護サービス利用実態調査
- ・サービス提供事業者調査 他

② 各種分析ツールの活用

- ・地域包括ケア「見える化」システム推計ツール 他

4 計画の策定体制について

別紙3のとおり

5 計画策定スケジュールについて

別紙4のとおり